

○国際観光ホテルの整備に伴う八戸市市税の特別措置に関する条例施行規則

昭和43年 1 月 8 日

規則第 1 号

改正 平成 5 年 4 月 30 日規則第97号

平成28年 3 月 29 日規則第30号

平成29年 3 月 31 日規則第26号

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、国際観光ホテルの整備に伴う八戸市市税の特別措置に関する条例（昭和42年八戸市条例第46号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(申請書の様式及び添付書類)

第 2 条 条例第 3 条に規定する申請書は、別記第 1 号様式によるものとし、同条に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請者が個人である場合にあっては、住民票の写し
- (2) 申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書
- (3) その他不均一課税措置に必要な書類

2 条例第 3 条の規定に基づく前項の申請書等の市長への提出は、毎年 1 月 31 日までに行なわなければならない。

(不均一課税決定の通知)

第 3 条 市長は、条例第 2 条の規定に基づき不均一課税をすることを決定したときは、固定資産税不均一課税決定通知書（別記第 2 号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(適用除外)

第 4 条 条例第 1 条に規定する登録ホテル業等（以下「登録ホテル業等」という。）の用に供する建物について、条例第 2 条第 1 項の規定に基づく不均一課税の措置を受けた者は、当該建物について国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第17条（同法第18条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により登録ホテル業等の登録を抹消された後、再び登録ホテル業等の用に供することとなった場合、条例第 2 条第 1 項の規定に基づく不均一課税の措置を受けることができない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 国際観光ホテルに対する昭和42年度分の固定資産について不均一課税の措置を受けようとする者の第 2 条第 2 項の規定の適用については、同項中「毎年 1 月 31 日」とあるのは「昭和

43年1月31日」と読み替えるものとする。

附 則（平成5年4月30日規則第97号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第26号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

(あて先) 八戸市長

代表者職氏名 (氏名)



(個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。)

[illegible]

また、市税の滞納がない旨を証明するため、納税状況を確認することに同意します。

税 目	年度固定資産税			
不均一課税	所在地			
対象家屋	名称			
不均一課税を受ける ようとする固定 資産の概要	区分	取得価額	取得年月日	摘 要
	家 屋	円	年 月 日	
登 録 年 月 日		年 月 日		

1. 住民票の写し（申請者が個人の場合） 2. 登記事項証明書（申請者が法人の場合）
3. その他不均一課税措置に必要な書類

固定資産税 不均一課税申請の明細書			
家屋	名 称		
	所 在 地		
	家 屋 番 号		
	種 類		
	構 造		
	床 面 積		耐 用 年 数
	取 得 価 額	円	
	取 得 年 月 日	年 月 日	
	取 得 事 由		
摘 要			

※家屋が複数ある場合、任意の様式に必要項目を記載すること。

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

様

八戸市長 図

固定資産税不均一課税決定通知書

年 月 日付けで申請のあった固定資産税の不均一課税について、次のとおり決定したので国際観光ホテルの整備に伴う八戸市市税の特別措置に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

1 不均一課税を します。 しません。

2 内容

税 目	年 度 固 定 資 産 税			
不均一課税 対象家屋	所在地			
	名 称			
区 分	課 税 標 準 額		税 率	税 額
不均一課税額				
不均一課税をしない理由				